

ご存じですか？国民年金〔暮らしを支える3つの基礎年金〕

国民年金という「老後の年金」のこと思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。

国民年金制度は、老後だけでなく万が一の障害や死亡などの不測の事態に所得保障を行い国民生活の安定をはかるものです。

○老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間（保険料免除、若年者納付猶予及び学生納付特例期間等を含む）が原則として25年以上ある人が、65歳になってから受けられるのが老齢基礎年金です。

年金額・年額（18年度の額） 満額 792,100円

※20歳から60歳まで保険料をすべて納めた場合の金額です。

○障害基礎年金【障害基礎年金を受けるためには保険料納付要件があります】

国民年金加入中や20歳前の病気やけがによって、障害等級表（1級、2級）に定める障害の状態になった場合に支給されます。

年金額・年額（18年度の額） 1級障害 990,100円

2級障害 792,100円

（子がある場合は加算があります。）

○遺族基礎年金【遺族基礎年金を受けるためには保険料納付要件があります】

国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間（原則25年）を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。

※子とは、18歳に到達した年度末までの子か、20歳未満の障害のある子をいいます。

年金額・年額（18年度の額） 子のある妻 1,020,000円

子のみ 792,100円

※子が2人以上の場合にはさらに加算があります。

国民年金保険料は基礎年金を支払うための大切な財源です。家計の中に組み入れ納付期限までにきちんと納めましょう。

納付が困難な場合は未納のままにしないで、国保年金係の窓口までご相談ください。

■問合せ先

武雄市役所	健康増進課	国保年金係	TEL 23-9135
山内支所	福祉保健課	国保年金係	TEL 45-2906
北方支所	福祉保健課	国保年金係	TEL 36-6021



担当 松尾

国保からのお知らせ

・ 保険の切り替えについて

会社を辞めて社会保険から外れた方は、14日以内に届出が必要です。印鑑と退職日が分かる書類を持参の上、市役所へお越しください。また、新しく社会保険に切り替わった方も同じように届出が必要になります。

・ 国保被保険者証の有効期限について

今現在お使いの国保の被保険者証は、有効期限が平成19年7月31日となっております。昨年と異なり、4月以降もそのままお使いになれます。

・ 学生の方へ

武雄市の国保を持って市外へ住所を移している学生で、今年3月卒業の方は、国保の喪失手続きが必要です。4月以降は住所地の国保を取得することになります。

武雄市役所	健康増進課	国保年金係	TEL 23-9135
山内支所	福祉保健課	国保年金係	TEL 45-2906
北方支所	福祉保健課	国保年金係	TEL 36-6021